

## 議員提出第3号議案

労使関係に関する条例制定の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会  
会議規則第13条の規定により提出します。

平成24年10月18日

大阪府議会議長 浅田 均 様

提 出 者

大阪府議会議員

青野 剛暁	東 徹	阿部 賞久
池下 卓	今井 豊	岩木 均
岩谷 良平	上島 一彦	浦野 靖人
うるま 譲司	大橋 一功	岡沢 健二
岡田 義信	置田 浩之	荻田 ゆかり
奥田 康司	奥野 康俊	尾田 一郎
紀田 馨	金城 克典	久谷 眞敬
小林 雄志	坂上 敏也	笹川 理
澤田 貞良	杉江 友介	鈴木 憲
竹下 隆	土井 達也	徳村 聡
富田 武彦	中川 隆弘	永野 孝男
中野 稔子	中野 まさし	中野 隆司
永藤 英機	中村 麻衣	西 恵司
西田 薫	西野 弘一	西野 修平
新田谷 修司	橋本 和昌	藤原 敏司
古川 照人	堀口 和弘	松本 利明
三田 勝久	みつぎ 浩明	宮本 一孝
森 和臣	やまのは 創	山本 けい
横倉 康幸	横山 英幸	和田 賢治

## 議員提出第3号議案

労使関係に関する条例制定の件

労使関係に関する条例を次のように定める。

労使関係に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、府と労働組合等との交渉の対象となる事項の範囲、交渉内容の公表等に関する事項を定めることにより、適正かつ健全な労使関係の確保を図り、もって府民から信頼される府政を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「労働組合等」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第五十二条第一項に規定する職員団体（以下「職員団体」という。）及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号。以下「地公労法」という。）第五条第二項（地公労法附則第五項において準用する場合を含む。）に規定する労働組合（以下「労働組合」という。）並びにこれらの連合体であつて、職員（府の職員（法第三条第二項に規定する一般職に属する職員をいう。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「府費負担教職員」という。）をいう。以下同じ。）をその構成員を含むものをいう。

(交渉事項)

第三条 府と労働組合等との交渉の対象となる事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 給料その他の給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
- 二 分限、懲戒、人事異動、昇任及び昇格の基準に関する事項
- 三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項
- 四 福利厚生に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、職員の勤務条件に関する事項
- 六 交渉の手續その他の府と労働組合等との間の労使関係に関する事項

(管理運営事項)

第四条 法第五十五条第三項又は地公労法第七条ただし書（地公労法附則第五項において準用する場合を含む。）の規定により府と労働組合等との交渉の対象とすることができない事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 条例の企画、立案及び提案に関する事項
- 二 行政の企画、立案及び執行に関する事項
- 三 府の組織に関する事項
- 四 府の職制の制定、改廃等に関する事項
- 五 職員の定数及び配置に関する事項
- 六 分限、懲戒、採用、退職、人事異動、昇任、昇格等の具体的な任命権の行使に関する事項
- 七 職務命令に関する事項
- 八 勤務成績の評定に係る制度の企画、立案及び実施に関する事項
- 九 管理職員等（法第五十二条第三項ただし書に規定する管理職員等及び地方

公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九条第二項の規定に

基づき知事が定める職にある者をいう。)の範囲の決定に関する事項

十 府又はその機関が当事者である不服申立て及び訴訟に関する事項

十一 予算の編成に関する事項

十二 府の財産の取得、管理若しくは処分又は公の施設の設置、管理若しくは廃止に関する事項

十三 府税、使用料、手数料等の賦課徴収に関する事項

十四 前各号に掲げるもののほか、府の機関がその職務又は権限として行う府の事務の処理に関する事項であつて、法令、条例、規則その他の規程又は府の議会の議決に基づき、専ら自らの判断と責任において処理する事項

2 前項各号に掲げる事項（以下「管理運営事項」という。）については、府は、労働組合等と意見交換その他交渉に類する行為を行つてはならない。ただし、交渉において必要な範囲内において、決定されている管理運営事項（転任、昇任、昇格その他の具体的な任命権の行使に関する事項を除く。）について説明を行うことを妨げない。

（交渉方法）

第五条 府と労働組合等の交渉に当たつては、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行うものとする。

2 府と労働組合等の交渉を行う場所については、効率的かつ効果的に交渉を行うことができる場所を選定するものとする。

（交渉内容の公表等）

第六条 府は、労働組合等と交渉（当該交渉の対象となる事項のうち一部の事項に限定して行われる事前調整に当たるものとして知事が定める交渉を除く。次項において同じ。）を行う場合は、原則として二日前までに、議題、時間及び場所を公表する。

2 交渉は、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）に対し公開する。

3 府は、交渉（前条第一項の規定により交渉に必要な事項を取り決めるために行う協議等を含む。以下この条において同じ。）を行ったときは、速やかに議事録を作成し、当該交渉に係る労働組合等及び府が内容を確認した上、これを一年間公表する。

4 任命権者は、職員が法第五十五条第八項の規定により適法な交渉を行う場合又は労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第七条第三号ただし書の規定により協議若しくは交渉を行う場合において承認した当該職員に係る職務に専念する義務の免除の回数及び時間を毎年公表する。

（懲戒処分等）

第七条 任命権者は、この条例が適正に運用されるように努め、この条例に違反する行為があつた場合は、公正かつ厳格に懲戒処分その他の必要な措置を講じるものとする。

（適正かつ健全な労使関係の確保）

第八条 任命権者は、適正かつ健全な労使関係の確保に努めなければならない。

2 任命権者は、適正かつ健全な労使関係が確保されているかどうかを検証し、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(違法な組合活動を抑止する措置)

第九条 任命権者は、労働組合等に対し、当該労働組合等の構成員である職員による違法な組合活動（法第五十五条の二第一項本文に規定する職員団体の業務及び地公労法第六条第一項本文（地公労法附則第五項において準用する場合を含む。）に規定する組合の業務並びに職員団体及び労働組合の連合体の業務をいう。）を抑止するために必要な措置を講じるよう求めることができる。

(収支報告書等の提出)

第十条 人事委員会は、法第五十三条第一項の登録を受けた職員団体が引き続き当該登録の要件に適合しているかどうかを確認するために必要と認められる限度において、法第八条第六項の規定により、職員団体に対して収支報告書その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(職員団体の登録の取消し等)

第十一条 人事委員会は、前条の職員団体が登録の要件に適合していないと認めるときは、法第五十三条第六項の規定により、当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。

(便宜供与)

第十二条 労働組合等の組合活動に関する便宜の供与は、原則として行わないものとする。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に締結されている労働協約（労働組合法第十四条の労働協約をいう。）に基づき、府が行う便宜の供与については、当該労働協約が締結されている間に限り、第十二条の規定は適用しない。

## 提 案 理 由

府と労働組合等との交渉の対象となる事項の範囲、交渉内容の公表等に関する事項を定めることにより、適正かつ健全な労使関係の確保を図り、もって府民から信頼される府政を実現することを目的として条例を制定しようとするものである。